

令和6年度から介護保険料を改定します

介護保険事業の運営に必要な費用の推計を基に、65歳以上の方（第1号被保険者）の第9期（令和6～8年度）介護保険料を定めました。

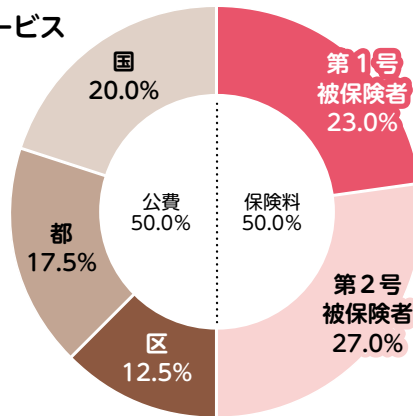
問合せ 介護保険課介護給付係 ☎内線2431

介護保険事業費(標準給付費)の財源

介護保険事業の運営に必要な費用は、**図1**のとおり、50%が公費（税金）で、残りの50%が被保険者の介護保険料で賄われています。

被保険者の介護保険料の負担割合は、65歳以上の方（第1号被保険者）が23%、40～64歳の方（第2号被保険者）が27%となっています（この割合は、介護保険事業計画期間ごとに全国の人口比率により定められます）。

施設サービス



その他サービス

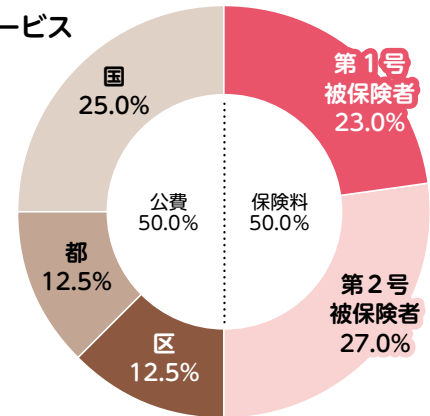


図1 標準給付費の財源

介護保険料の算定の考え方

第9期の3年間ににおける介護保険事業の運営に必要な費用は約579億8540万円（**3面の図3**）の見込みです。この介護保険事業費を基に、65歳以上の方（第1号被保険者）の介護保険料の標準保険料額（第5段階）を算出すると、第9期は月額7544円（第8期：6822円）となりますが、これまで積み立てた基金（介護給付費準備基金）から10億8900万円を取り崩し、保険料の上昇を抑制しています。

65歳以上の方の介護保険料

上記のとおり介護給付費準備基金を取り崩した結果、第9期の標準保険料（第5段階）の月額は、7544円から624円の抑制が図られ、6920円となりました（第8期：6480円）。

この標準保険料額を基に、所得等の段階（15段階）に応じた介護保険料を算定し、令和6～8年度における所得段階別の介護保険料を**下表**のとおり決定しました。

段階	対象者	第9期保険料年額（ ）内は月額
第1段階	本人非課税 ▶生活保護受給者 ▶高齢福祉年金受給者で世帯全員が区民税非課税の方 ▶世帯全員が区民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の方	2万1591円（1799円）
第2段階		3万7368円（3114円）
第3段階		5万6883円（4740円）
第4段階		7万584円（5882円）
第5段階		8万3040円（6920円）
第6段階	本人課税 本人が区民税課税で、前年の合計所得金額が125万円未満の方	9万1344円（7612円）
第7段階		10万7952円（8996円）
第8段階		12万8712円（1万726円）
第9段階		15万3624円（1万2802円）
第10段階		18万6840円（1万5570円）
第11段階		22万8360円（1万9030円）
第12段階		26万5728円（2万2144円）
第13段階		27万4032円（2万2836円）
第14段階		28万2336円（2万3528円）
第15段階		29万640円（2万4220円）

※第1段階から第3段階は、国の保険料負担軽減措置を反映した保険料